

吸収分割に係る事前開示書面

2023年2月27日

大阪府大阪市中央区平野町4丁目1-2

大阪ガス株式会社

代表取締役社長 藤原 正隆

大阪ガス株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の100%子会社である大阪ガスマーケティング株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年2月1日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2023年4月1日（以下「本効力発生日」といいます。）として吸収分割会社が営む家庭用ガス機器販売・施工事業の一部を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則183条に基づく開示事項は以下の通りです。

1. 吸収分割契約書の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

（1）交付する株式の数に関する事項

本吸収分割に際し、承継会社は新たに普通株式1,000株を発行し、その全部を当社に対して割当て交付します。承継会社は当社の100%子会社であり、また、本吸収分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が吸収分割会社である当社に交付する普通株式数については、これを任意に定めることができるものと認められます。そのため、当社及び承継会社が協議の上決定した上記の株式数は、相当であると判断しております。

（2）本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容、当社から承継会社に承継させる権利義務等に照らして相当な額であると判断しております。

資本金	0円
資本準備金	0円
その他資本剰余金	585百万円
利益準備金	0円

3. 株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 承継会社に関する事項

（1）吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

（2）吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

（3）吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

（4）吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

6. 本効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

本吸収分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収分割後の債務の履行の見込みに特段の支障はないものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

大阪瓦斯株式会社（以下「甲」という。）及び大阪ガスマーケティング株式会社（以下「乙」という。）は、甲の家庭用ガス機器販売事業のうち、販売店を介さず甲が顧客と直接契約を締結する形態の販売事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

本契約に定めるところにより、甲は、吸収分割の方法により、本件効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）をもって、甲の本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：大阪瓦斯株式会社

住所：大阪市中央区平野町四丁目1番2号

（乙）吸収分割承継会社

商号：大阪ガスマーケティング株式会社

住所：大阪市中央区平野町四丁目1番2号

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の承継について監督官庁の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本件吸収分割に際して承継させる。
2. 前項の規定による甲から乙への債務の承継については、全て免責的債務引受けの方法による。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件吸収分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを甲に割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本件吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項に基づき、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件吸収分割を行う。
2. 乙は、本件効力発生日の前日までに株主総会を開催（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項につき承認を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日以降においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結後本件効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務又は本件吸収分割に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ乙との間で協議するものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後本件効力発生日の前日までの間に、第7条に定める乙の株主総会の承認が得られない場合、法令に基づき本件吸収分割に必要とされる関係官庁等の許認可等が得られない場合、天災地変その他の事由により、本件事業若しくは本件事業に関する資産、債務その他の権利義務に重大な変動が生じた場合、又は、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年2月1日

(甲)

大阪市中央区平野町四丁目1番2号

大阪瓦斯株式会社

代表取締役社長 藤原 正隆



(乙)

大阪市中央区平野町四丁目1番2号

大阪ガスマーケティング株式会社

代表取締役社長 植田 信一



別紙

承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務の明細は以下のとおりとする。なお、1. 承継する資産および2. 承継する負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、同日以降に通常の業務の範囲内で行われる本件事業に係る業務の執行および財産の管理により生じた変更を反映したものとする。

1. 承継する資産

流動資産

- ・本件事業に属する棚卸資産、その他の流動資産

2. 承継する負債

流動負債

- ・本件事業に属する諸前受金、その他の流動負債

3. 承継する契約上の地位（雇用契約を除く。）

本件効力発生日において本件事業に属する契約及びこれに附帯又は関連する契約

4. 承継する雇用契約

乙は、甲から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が必要または困難であることが判明したものについては、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務へ追加または除外することができる。

以上



第 3 期

計 算 書 類

{ 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで }

大阪ガスマーケティング株式会社

大阪府中央区平野町4丁目1番2号

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,191,901	流動負債	7,828,647
現金及び預金	571,709	買掛金	1,177,189
受取手形	698	未払金	919,300
売掛金	7,145,549	未払費用	3,233,681
完成工事未収入金	66,502	未払法人税等	741,998
製品	48,526	未払消費税等	314,774
未成工事支出金	3,133	賞与引当金	1,233,342
貯蔵品	107,685	契約負債	3,350
前払費用	120,578	その他流動負債	205,011
短期貸付金	3,987,333		
その他流動資産	141,645	固定負債	158,417
貸倒引当金	△ 1,461	退職給付引当金	88,086
固定資産	1,268,029	リース債務	70,330
有形固定資産	213,648		
工具・器具備品	149,096	負債合計	7,987,065
リース資産	64,552	純資産の部	
無形固定資産	86,630	株主資本	5,472,865
ソフトウェア	71,295	資本金	100,000
その他無形固定資産	15,335	利益剰余金	5,372,865
投資その他の資産	967,750	利益準備金	25,000
長期前払費用	57,280	その他利益剰余金	5,347,865
繰延税金資産	653,595	別途積立金	1,108,854
その他投資	256,874	繰越利益剰余金	4,239,011
		純資産合計	5,472,865
資産合計	13,459,930	負債・純資産合計	13,459,930

損 益 計 算 書

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,647,239
売 上 原 価		39,813,613
売 上 総 利 益		5,833,626
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,886,587
営 業 利 益		3,947,038
営 業 外 収 益		12,344
受 取 利 息	1,856	
仕 入 割 引	1,543	
雑 収 入	8,944	
営 業 外 費 用		2,111
支 払 利 息	127	
固 定 資 産 除 却 損	1,822	
雑 支 出	161	
経 常 利 益		3,957,272
税 引 前 当 期 純 利 益		3,957,272
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,614,950	
法 人 税 等 調 整 額	△ 169,348	1,445,601
当 期 純 利 益		2,511,670

株主資本等変動計算書

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	—	—	1,108,854	2,282,341	3,391,195	3,491,195	3,491,195
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	25,000	—	△ 555,000	△ 530,000	△ 530,000	△ 530,000
当期純利益	—	—	—	—	2,511,670	2,511,670	2,511,670	2,511,670
当期変動額合計	—	—	25,000	—	1,956,670	1,981,670	1,981,670	1,981,670
当期末残高	100,000	—	25,000	1,108,854	4,239,011	5,372,865	5,472,865	5,472,865

第 3 期

計 算 書 類 附 属 明 細 書

[2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで]

大阪ガスマーケティング株式会社

大阪府中央区平野町4丁目1番2号

有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建 物	1,497	—	1,333	163	—	—	—
	工具・器具備品	166,820	44,974	3,027	59,670	149,096	159,216	308,312
	リース資産	84,030	16,191	5,083	30,587	64,552	145,587	210,139
	計	252,348	61,166	9,444	90,421	213,648	304,804	518,452
無形 固定 資産	ソフトウェア	61,332	38,758	11,834	16,962	71,295	/	/
	その他無形 固定資産	3,972	14,577	2,885	329	15,335	/	/
	計	65,305	53,335	14,719	17,291	86,630	/	/

(注1) 当期増加額のうち、主なものは下記のとおりであります。

工具・器具備品	マルイト難波ビル	サーバー	11,582 千円
工具・器具備品	大阪電話交換機室	C V C F 設備	9,400 千円
ソフトウェア	人事管理システム	タレントパレット	5,000 千円

引当金の明細

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,182	1,461	1,182	1,461
賞与引当金	661,976	1,233,342	661,976	1,233,342
退職給付引当金	39,485	50,694	2,093	88,086

販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
販 売 促 進 費	82,714	
給 与 手 当	622,682	
賞 与	102,452	
賞 与 引 当 金 繰 入	166,039	
法 定 福 利 費	160,380	
福 利 厚 生 費	66,950	
退 職 給 付 費 用	50,694	
修 繕 費	5,628	
消 耗 品 費	15,021	
旅 費 交 通 費	9,378	
通 信 費	80,078	
賃 借 料	44,035	
委 託 作 業 費	379,318	
広 告 宣 伝 費	28,673	
減 価 償 却 費	9,750	
そ の 他	62,788	
計	1,886,587	

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法によっております（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております）。

(1) 製品

移動平均法による原価法によっております。

(2) 未成工事支出金

個別法による原価法によっております。

(3) 貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 包括サービス受託に係る収益

主にガス・電気の使用契約の締結及びそれに関する業務の受託であり、大阪瓦斯株式会社との包括サービス基本契約に基づいて役務提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、契約期間中の役務提供をもって充足されると判断し、役務提供完了時に収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

主に住宅設備機器の卸売又は小売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品の対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。

(3) 工事の請負に係る収益

主に住宅リフォーム工事の請負であり、顧客との工事請負契約に基づいて工事を完成させ引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。但し、期間がごく短い工事については、工事の引渡時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 「時価の算定に関する会計基準」等

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

2. 「収益認識に関する会計基準」等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。

これにより、顧客に対して支払う対価である販売促進費などの一部について、従来、販売費及び一般管理費として会計処理していたものを売上高より控除しております。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高が 58 百万円減少し、販売費及び一般管理費が 58 百万円減少しております。

収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額
304,804 千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 8,388,159 千円
短期金銭債務 219,641 千円

損益計算書類に関する注記

1. 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 33,290,225 千円
仕入高 7,777,984 千円
販売費及び一般管理費 6,614 千円
営業取引以外の取引高 3,794 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,000 株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

2021年6月25日の定時株主総会において、2021年3月31日を基準日として、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 530,000,000 円
- ② 1株当たりの配当額 265,000 円 00 銭
- ③ 効力発生日 2021年6月25日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月28日の定時株主総会の議案として、2022年3月31日を基準日として、次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 842,940,000 円
- ② 1株当たりの配当額 421,470 円 00 銭
- ③ 効力発生日 2022年6月28日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、賞与引当金に係る未払社会保険料、未払事業税の否認等であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等と、大阪瓦斯株式会社のキャッシュ・マネジメント・システム（以下、CMS）に限定しております。

売掛金の顧客信用リスクに関しては、経理規程等に依りリスクの軽減を図っております。短期貸付金は、CMSによる大阪瓦斯株式会社への貸付金です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期末）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産の部			
（1）現金及び預金	571,709 千円	571,709 千円	—
（2）売掛金	7,145,549 千円	7,145,549 千円	—
（3）短期貸付金	3,987,333 千円	3,987,333 千円	—
負債の部			
（4）買掛金	1,177,189 千円	1,177,189 千円	—
（5）未払金	919,300 千円	919,300 千円	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

金融商品については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	大阪瓦斯 株式会社	所有 直接 100.0%	業務受託	販売業務等受託 (注1)	32,958,935	売掛金	4,322,313
			社員の出向	出向者労務費 (注2)	6,029,000	—	—
			資金の貸付	貸付金の回収 (注3)	453,750	短期 貸付金	3,987,333
				貸付金利息 (注3)	1,671	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 販売業務等受託は、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。

(注2) 出向者労務費は、出向者の業務従事割合に応じた労務費負担分を支払っております。

(注3) 貸付金は、大阪瓦斯株式会社のCMSによるものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額については純増減額を記載しております。

2. 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子 会社	関西ビジネス インフォメーション株式 会社	なし	業務委託	コールセンター業務委 託等 (注1)	6,322,052	未払金	923,763

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託手数料については、関西ビジネスインフォメーション株式会社より提示された価格と、他の外注先との取引価格を参考にして、価格交渉の上決定しております。

一株当たり情報に関する注記

- 一株当たり純資産額 2,736,432 円 80 銭
- 一株当たり当期純利益 1,255,835 円 26 銭